

三重県公報

平成30年8月21日(火)

第 3033 号

毎週火・金曜日発行

		目	次					
(番号)	(題	名)				(担当)		(頁)
	告示							
537	保安林の指定施業要件の変	更に係る通知			(治)	山 林 道	課)	2
538	総合特別区域法の規定によ	る指定法人の指定				づくり・ <i>´</i> ′ョン課)	イノ	3
539	大規模小売店舗立地法の規	定による大規模小売	5店舗の新設(の届出		企業・サ [、] 连振興課)	ービ	3
540	大規模小売店舗立地法の規	定による大規模小売	尼店舗の廃止	の届出	(同)	5
	特定調達公告							
	落札者を決定した旨				(警	察 本	部)	5

告 示

三重県告示第 537 号

次の者に係る森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 33 条の規定による保安 林の指定施業要件の変更に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第 189 条の規定に より、その通知の内容を津市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

平成 30 年 8 月 21 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

第1

- 1 通知することができない者の氏名 石井 菊次郎
- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市一志町波瀬字掛橋 7593、7594
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

石井 利通

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市一志町波瀬字掛橋 7595
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

藤田 忠一

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町奥津字平渕 2750 の 25
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

中村 浩

- 2 通知の要旨
- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 津市美杉町奥津字サガノ 1964 の 6
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

- (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び津市役所に備え置いて 縦覧に供します。)

三重県告示第 538 号

総合特別区域法(平成 23 年法律第 81 号) 第 26 条第 1 項の規定により、次のとおり指定法人を指定しました。

平成 30 年 8 月 21 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

名 称	主たる事務所の所在地	指定年月日	指定有効期限
キクカワエンタープライズ 株式会社	伊勢市朝熊町 3477 番地 36	平成 30 年 7 月 27 日	平成 31 年 3 月 31 日

三重県告示第 539 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成 30 年 8 月 21 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 津高茶屋ショッピングセンター

津市高茶屋小森町 981-2

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並び に法人にあっては代表者の氏名
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
大黒天物産株式会社	岡山県倉敷市堀南 704 番地の 5	大賀 昭司
株式会社クスリのアオキ	石川県白山市松本町 2512 番地	青木 宏憲
未定	未定	未定
未定	未定	未定
未定	未定	未定

- 3 大規模小売店舗の新設をする日
 - 平成 31 年 3 月 31 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - 5, 536 m²
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- (1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	267 台	縦覧による
合 計	267 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位置
駐輪場1	45 台	縦覧による
駐輪場2	35 台	縦覧による
駐輪場3	45 台	縦覧による
駐輪場 4	24 台	縦覧による
駐輪場 5	26 台	縦覧による
合 計	175 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面積	位 置
荷さばき施設1	188 m²	縦覧による
荷さばき施設2	41 m²	縦覧による
荷さばき施設3	60 m²	縦覧による
荷さばき施設4	96 m²	縦覧による
合 計	385 m²	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容量	位 置
廃棄物保管施設 a	18.6 m³	縦覧による
廃棄物保管施設 b	6.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 c	5. 4 m³	縦覧による
廃棄物保管施設 d	6.0 m ³	縦覧による
廃棄物保管施設 e	5. 4 m ³	縦覧による
合 計	41. 4 m³	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻	
大黒天物産株式会社	24 時間		
株式会社クスリのアオキ	午前9時00分	午後 10 時 00 分	
未定	午前9時00分	午後 10 時 00 分	
未定	午前9時00分	午後 10 時 00 分	
未定	午前9時00分	午後 10 時 00 分	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	駐車可能時間帯
駐車場	24 時間

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

出入口の数	位 置
3 箇所	縦覧による

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設 1、2、3、4	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで

7 届出の日

平成 30 年 7 月 30 日

- 8 届出等の縦覧場所
 - 三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 9 届出等の縦覧の期間及び時間 平成30年8月21日から平成30年12月21日まで 開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 540 号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出がなされたので、同条第6項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 8 月 21 日

三重県知事 鈴 木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 メガプライスカット河芸店 津市河芸町上野 259 番地の 2
- 2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 5,717 m²
- 3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 m 以下となる年月日 平成 30 年 8 月 20 日
- 5 変更の理由 店舗閉鎖のため

 0 m^2

特定調達公告

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

平成 30 年 8 月 21 日

三 重 県 警 察 本 部 長 難 波 健 太

1 特定役務の名称 三重県警察WANシステム端末装置の購入契約

2 担 当 部 局 津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課用度係

3 落札者決定日 平成 30 年 8 月 6 日

4 落 札 者 愛知県名古屋市中区錦一丁目7番27号

株式会社石川コンピュータ・センター 名古屋支社 支社長 黒田 剛志

落 札 金 額 入札価格 63,134,600 円

契約金額 68,185,368 円

6 決 定 手 続 一般競争入札

7 入札公告日 平成30年6月19日

発行 **三 重 県**

三重県津市広明町 13 番地 三重県総務部法務・文書課 電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 http://www.pref.mie.lg.jp/